



# 法務局からのお知らせです



## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- ※ 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります。

- ◇ 相続登記の申請手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

詳しくは、   又は、右のQRコードで検索

### 相続登記はお早めに！

※今なら相続登記の免税  
措置が拡大されてます。



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

新潟地方法務局 (☎ 025-226-0951)